

静岡市共通封筒広告掲載募集要項

各課が共通で使用する事務用の封筒（長 3 封筒及び角 2 封筒）に広告を掲載していただける広告主を募集します。

1 広告媒体の概要

- (1) 名称 静岡市共通封筒（以下「共通封筒」といいます。）
- (2) 用途 静岡市役所各課が共通で使用し、送付先は市民、企業、公共団体等多岐に渡ります。

2 広告掲載のメリット

共通封筒の用途は、送付物、送付先とも多岐に渡ります。市内市外の様々な人の目に触れるため、スケールメリットを活かした販売促進や知名度の向上を図ることができます。

さらに、市の共通封筒を媒体として広告を掲載することで、地域貢献に力を入れている企業としてのイメージアップが期待できます。

3 共通封筒の使用期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

4 広告の規格等

- (1) 広告枠の位置 A・B 長 3 封筒裏面
 C・D・E・F 角 2 封筒裏面
- (2) 広告枠のサイズ A・B (縦) 6.5cm × (横) 6.5cm
 C・D・E・F (縦) 9.5cm × (横) 10.5cm
- (3) 広告の色 1 色刷（静岡市ブルーDIC2600）
- (4) 広告の数 1 枠につき 1 種類
 ただし、同一業者が複数枠を使用する場合、分割は自由裁量

5 広告掲載の申込み及び見積書の提出

- (1) 申込単位 A～F の枠ごとの申し込み。複数申込可。
- (2) 募集期間 令和 7 年 10 月 20 日（月）から令和 7 年 11 月 14 日（金）正午まで（必着）
- (3) 提出書類
 - ①静岡市共通封筒広告掲載申込書（様式第 1 号）
 - ②見積書
 - ③事業者にあつては、事業の概要が分かる書類
 - ④資格・免許等を必要とする業種にあつては、それらを証明する書類の写し

- (4) 申込対象者 事業者又は広告代理店
- (5) 申込方法 提出書類を、静岡市総務課宛て持参又は郵送してください。封筒に「静岡市共通封筒広告掲載申込み」と記載してください。

(提出先) 〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号
静岡市役所 静岡庁舎 (新館9階)
総務課 文書管理係

6 申込みできない業種又は事業者

- ・法令等に基づく必要な許可等を受けていない事業者
- ・各種法令に違反している事業者
- ・静岡市暴力団排除条例（平成25年静岡市条例第11号）第2条第3号に規定する暴力団員等、暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。）の配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）及び暴力団員等と密接な関係を有する事業者
- ・消費者金融又は事業者金融を営む事業者
- ・利殖を目的とした投資又は投機のあつせん、勧誘、募集等を専ら行う事業者
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業又はこれに類する業種
- ・民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）による再生若しくは更生手続中、又は手続開始の申立てがある事業者
- ・行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者
- ・たばこ（加熱式たばこ及び電子たばこを含む。）を販売する事業者又はこれに類する業種
- ・興信所・探偵事務所等
- ・占い、運勢判断に関する業種
- ・ギャンブル等依存症対策基本法（平成30年法律第74号）第2条に規定するギャンブル等に関する業種（公営競技を除く。）
- ・法律の定めのない医療類似行為を行う事業者
- ・前各号に掲げるもののほか、市の資産を広告媒体とする広告に係る業種又は事業者として適当でないと市長が認めるもの

7 広告主の選定方法

見積価格の最も高い者を採用します。最も高い見積価格を提示した者が複数あるときは、その内市内事業者である者を採用し、市内事業者が複数あるとき及び市内事業者である者がいないときは、抽選により決定します。

8 広告原稿の提出

決定された広告主は、次のとおり総務課に広告の原稿を提出してください。

- (1) 提出期限 令和7年12月12日（金）
- (2) 提出方法 完全データ入稿（A I 形式、文字はアウトライン化）
同原稿をPDFデータ又は紙原稿でも提出すること。
- (3) その他 封筒印刷業者も広告原稿を確認してもらい、印刷に適する広告とするため広告原稿の調整をお願いすることがあります。

9 広告の適否審査

提出された封筒原稿（広告内容）について、市は次の審査を行います。

【1次審査】

総務課において、静岡市広告掲載基準及び静岡市共通封筒広告掲載取扱要綱に基づいて審査を行います。

【2次審査】

静岡市広告審査会において、掲載する広告の適否について審査します。

10 広告の適否審査の決定通知

広告の適否審査の結果は、令和8年1月30日（金）までに通知します。

11 広告料の納入方法

広告主は、市が指定する納付書により、市の指定する期日までに最寄りの金融機関から広告料を納入してください。

12 広告料の還付

既納の広告掲載料は還付しません。ただし、広告主の責めに帰さない理由により広告を掲載することができなかったときは、その全部又は一部を還付します。

13 広告主の責務

- (1) 広告主は、共通封筒に掲載された広告に関する一切の責任を負うものとします。
- (2) 広告主は、広告の掲載までに、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないことを確認し、及び広告の内容等に関する知的所有権その他一切の権利について、必要な措置を講ずるものとします。
- (3) 広告主は、広告について第三者から苦情、被害等の申立てがなされたときは、その責任及び負担により解決するとともに、広告に起因して市に損害が生じたときは、その損害を賠償しなければなりません。

14 申込み及び問合せ先

〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号

静岡市役所 静岡庁舎 (新館9階)

静岡市 総務局総務課 文書管理係

電話 054(221)1792